

## 新潟経営大学における研究活動の不正行為に関する取扱規程

(目 的)

第1条 この規程は、新潟経営大学（以下「本学」という。）における研究活動の不正行為に対する取扱いについての必要事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 不正行為とは、研究成果の発表又は研究過程において、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる研究データ、調査データ、調査結果などの①～⑤の行為及びその行為の証拠隠滅等をいう。

① 捏 造：存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。

② 改ざん：研究資料・機器・課程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。

③ 盗 用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用することをいう。

④ 二重投稿：ある雑誌に投稿した原稿を、その採否が決まらないうちに、他誌に投稿すること。またはすでに掲載済みまたは予定の論文と本質的に内容の同じ論文をくり返し出版することをいう。

⑤不適切なオーサーシップ：研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げること。または著者としての資格を有する者を除外することをいう。

(2) 不正防止計画推進部署とは、「新潟経営大学における公的研究費等の管理・運営規程」（以下、「公的研究費等の管理・運営規程」という。）第11条第2項に掲げる総務・企画委員会をいう。

(3) 部局とは、「公的研究費等の管理・運営規程」第2条第2号に掲げる本学学部をいう。

(4) 最高管理責任者とは、「公的研究費等の管理・運営規程」第3条第1号に掲げる学長をいう。

(5) 統括管理責任者とは、「公的研究費等の管理・運営規程」第3条第2号に掲げる学部長をいう。

(6) 部局責任者とは、「公的研究費等の管理・運営規程」第3条第3号に掲げる事務長をいう。

(7) 部局事務責任者とは、「公的研究費等の管理・運営規程」第3条第4号に掲げる総務課長をいう。

(8) 不正防止計画推進部署長とは、総務・企画委員会委員長をいう。

(通報窓口)

第3条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、研究活動の不正行為に対する通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）に通報することができる。

(1) 通報窓口 本学総務課とし、その連絡先と受付方法等を公表する。部局事務責任者が通報事実を把握する。

(2) 受付 原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されているもののみを受け付ける。

(3) 責任者 通報窓口の責任者は、部局責任者とする。

(4) 報告 部局事務責任者は、通報受付後、速やかに通報窓口責任者である部局責任者に報告し、部局責任者より不正防止計画推進部署に報告、部署長より統括管理責任者、最高管理責任者に報告するものとする。

(通報について)

第4条 第3条に定める通報窓口への通報は、電話、電子メール、ファクシミリ、文書又は部局事務責任者への面会によるものとし、実名で行うこととする。

(通報者・被通報者の取扱い)

第5条 最高管理責任者は、通報内容や通報者の秘密を厳守するとともに、通報内容の審査結果の公表まで審査関係者以外に漏洩しないよう、関係者に対し秘密保持を徹底させるものとする。

2 最高管理責任者は、悪意に基づく通報を防止するため、悪意に基づく通報については、通報者の氏名の公表や懲戒処分、刑事告発等の処置を取ることがあり得る旨を周知する。

3 最高管理責任者は、通報者に対して、単に通報したことを理由に解雇その他不利益な取扱いは行わない。

4 最高管理責任者は、被通報者に対し、単に通報を受けたことを理由に解雇その他不利益な取扱いは行わない。

(審査委員会)

第6条 通報事項を調査するため、不正防止計画推進部署に審査委員会を置くこととする。

2 審査委員会は次の各号に定める委員をもって組織する。

(1) 統括管理責任者

(2) 部局責任者

(3) 部局事務責任者

(4) 不正防止計画推進部署長

(5) 本学に属さない外部有識者

(6) その他最高管理責任者が指名する者

3 第6条第2項第5号の外部有識者は、委員総数の半数以上とし、本学及び、通報者、被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

4 第6条第2項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 審査委員会に委員長を置く。委員長は、第6条第2項に定めた委員のうち、最高管理

責任者が指名する者とする。

(予備審査)

第7条 審査委員会委員長は通報事項について、部局責任者、部局事務責任者、不正防止計画推進部署長、研究分野の専門的知識を有する本学教員2名の計5名に速やかに予備審査を実施させ、通報の受付から30日以内に本審査の要否を判断する。

- 2 予備審査では、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、審査を行う。
- 3 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備審査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。
- 4 部局責任者は、予備審査の結果を審査委員会委員長に報告しなければならない。
- 5 前項に定める報告を受けた審査委員会委員長は、以下の各号いずれかの判断を行うものとする。

- (1) 本審査を実施しない場合 通報の受付から30日以内に配分機関に本審査不要の報告をするとともに、通報者にも通知する。
- (2) 本審査を実施する場合 通報の受付から30日以内に、審査方針、審査対象及び方法等について配分機関及び関係省庁等に報告するとともに、審査委員会を設置する。

(異議申立て)

第8条 審査委員会委員長は、通報者及び被通報者に対し、次の各号に定める事項を通知するものとする。

- (1) 本審査実施の決定について
- (2) 審査委員会委員の氏名と所属
- 2 前条の通知を受けた通報者及び被通報者は、審査委員会委員の構成について異議がある場合は、通知を受けた日から原則として14日以内に審査委員会委員長に異議申立てをすることができる。
- 3 異議申立てがあった場合、審査委員会委員長は、その内容が妥当であると判断した場合には、当該異議申立てに係る委員を交代し、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

(本審査)

第9条 審査委員会委員のうち、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有する委員は審議・調査に加わることができないものとする。

- 2 本審査は本審査実施の決定後、30日以内に実施する。
- 3 本審査は次の各号に定める審査を行う。
  - (1) 被通報者及びその関係者(以下「審査対象者」という。)からの聞き取り調査
  - (2) 当該研究に係る論文や生データ等、各種資料の精査
  - (3) 当該研究の再実験の要請

(4) その他審査することが必要と判断される事項

- 4 審査対象者は、審査委員会の審査に対して誠意を持って協力しなければならない。
- 5 審査委員会は、本審査に係る関係資料等を隠蔽されるおそれがある場合は、審査事項に関連する場所の一時閉鎖又は証拠となるような資料等を保全する措置を取ることができる。その場合、措置の範囲や期間は必要最小限に留めることとする。
- 6 審査委員会は、被通報者による弁明の機会を設けなければならない。

(判 定)

- 第10条 審査委員会は、通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度等について判定する。
- 2 通報の受付から210日以内に、審査結果、不正発生要因、再発防止計画等を含む報告書を配分機関及び関係省庁等に提出する。また、期限までに審査が完了しない場合であっても、審査の中間報告を配分機関及び関係省庁等に提出する。
  - 3 審査委員会は、被通報者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
  - 4 審査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
  - 5 審査の終了前であっても、配分機関の求めに応じ、審査の進捗状況報告または中間報告を提出する。
  - 6 審査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出または閲覧、現地調査に応じる。
  - 7 審査委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被通報者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。
  - 8 不正行為が行われなかったと判定された場合、当該通報が悪意に基づくものであるか否かの判定を行うものとする。ただし、判定を行うにあたっては、通報者に対して弁明の機会を与えなければならない。
  - 9 審査委員会は、全ての調査・判定結果等を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。

(通 知)

第11条 最高管理責任者は、前条の結果を次の各号に定めるものに通知するものとする。

- (1) 被通報者
- (2) 被通報者以外で公的研究費等の不正行為に関与したと判定された者
- (3) 通報者
- (4) 前条の悪意による通報であると判定された場合で、当該者が本学以外の機関に所属している場合は、当該者の所属機関にも通知する。

(不服申立て)

第12条 判定により不正行為が認められた被通報者又は通報が悪意に基づくものと認められた通報者は、通知を受けてから原則として14日以内に不服申立てをすることができる。

2 前項の不服申立てがあったときは、その事案に係る配分機関及び関係省庁等に報告する。

3 不服申立ての審査は、審査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨・理由が審査委員会の構成等その公正性に係るものである場合には、最高管理責任者の判断により、審査委員会の委員構成を変更することができる。

(再審査)

第13条 審査委員会は、不服申立てを受けてから原則として30日以内に再審査を行うか否かを決定し、最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、再審査開催の有無を審査委員会からの報告を受けてから原則として7日以内に被通報者又は通報者に通知する。また、その事案に係る配分機関及び関係省庁等に報告する。

2 再審査を行う場合、審査委員会は不服申立てを受けてから原則として60日以内に審査し、その結果を被通報者又は通報者に通知する。また、その事案に係る配分機関及び関係省庁等に報告する。

3 再審査を行う場合であっても、第10条第2項の報告書の配分機関への提出は、通報の受付から210日以内とする。

(審査中における措置)

第14条 最高管理責任者は、本審査の実施決定後、審査委員会の審査結果の報告を受けるまでの期間、通報された研究に係る研究費の支出を停止することとする。

(審査結果後の措置について)

第15条 最高管理責任者は、次の各号に定めた措置を取ることとする。

(1) 不正行為が認められた場合

不正行為が認められた当該者に対し、直ちに当該研究費の使用を中止させることとし、新潟経営大学就業規則(以下「就業規則」という。)に基づく懲戒処分等必要な措置を行う。また、当該者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、委員会委員の氏名・所属、審査方法・手順、その他最高管理責任者が必要と認める事項を公表する。

(2) 不正行為が行われなかったと認められた場合

原則として審査結果を公表しない。加えて、第14条で行った研究費の支出の停止を解除し、被通報者に対して、被通報による不利益が生じないよう十分に配慮しなければならない。

(3) 通報者の悪意による通報と認められた場合

当該者が本学所属の者の場合は、氏名・所属を公表し、就業規則に基づく懲戒処分等必要な措置を行う。当該者が本学以外の機関に所属している場合は、その氏名・所属を当該者の所属機関に通知する。

(関係者の保護等)

第16条 最高管理責任者は、通報者及び審査関係者が不正行為通報や情報提供等、また、審査に携わることを理由とする不利益を受けないよう、十分な配慮を行うものとする。

(改正)

第17条 この規程の改正は、教授会の意見を聴き、学長が行うものとする。

附 則

この規程は、平成19年11月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。